

令和3年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和3年6月18日 開会

令和3年6月22日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和3年第2回奈井江町議会定例会

令和3年6月18日（金曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 令和2年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について
- 第 8 議案第 1号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第 2号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第 3号 令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 4号 令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 5号 令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司
副町	長	碓井直樹
教	育	長相澤公
企画	財政課	参事小澤克則
総務	課	長辻脇泰弘
会計	管理者兼	会計課長横山誠
町	民生活課	長田野義美
建設	環境課	長加藤一之
産業	観光課	長石塚俊也
保健	福祉課	長鈴木久枝
教育	委員会	事務局長松本正志
町立	病院	事務長杉野和博
建設	環境課	課長補佐石川裕二
保健	福祉課	課長補佐辻脇真理子
保健	福祉課	課長補佐遠藤友幸
企画	財政課	課長補佐井上健二
代表	監査	委員中野浩二
農業	委員会	会長小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事務	局長	滝本	静
議	会	庶務	係長	東藤	美妃代

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和3年奈井江町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入り口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承お願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、大関議員、3番、竹森議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日から22日までの5日間としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日より22日までの5日間と決定をいたしました。

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の報告発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和3年3月3日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、追加議案について。

委員会開催日、令和3年3月9日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、事件の訂正について。

委員会開催日、令和3年3月16日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、追加議案について。

委員会開催日、令和3年4月27日、調査事項、第2回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和3年6月14日、調査事項、第2回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、会期について、2、議案審議・審議順序について、3、町政一般質問について、4、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、5、会議案・調査について、6、その他について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告 (まちづくり常任委員会)

(10時03分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。それでは、まちづくり常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

委員会開催日、4月22日、調査事項、調査第1号農業委員会の所管事務について、説明員、調査内容については記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、農家戸数の減少とともに農業者の高齢化、国際化の進展、コロナ禍による需要の減退など農業情勢は大変厳しい状況にある。

農業委員会として引き続き、担い手への農地利用の集積や集約化、遊休農地の発生防止や解消など、農地等の利用の最適化の推進に尽力願いたい。

農業者年金では、効果的に制度の周知を実施し加入促進を図り、女性農業者にも加入いただけるよう努力願いたい。

委員会開催日、5月13日、調査事項、調査第2号学校経営について、説明員、調査内容については記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、GIGAスクール構想により、本町の児童生徒へ1人1台端末が与えられ、授業で活用されていることが報告された。今後においてオンライン授業も想定されることから、本町の子供たちの学びが保障されるよう、また教職員においてはICTの有効活用に向けた研修を積極的に受講するなど指導体制を充実させていきたい。

また、小中学校では家庭学習期間を設け、宿題の提示や自学習のアドバイス等を実施するなどの取組については評価するところである。本年度からの新たな公設塾の取組により、本町の子供たちに基礎学力が定着することを期待する。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策については、学校と教育委員会で十分に情報を共有し取り組んでいきたい。

奈井江商業高校のご協力を得て、学校長より学校経営方針などの説明を受けた。

小中学校と連携をはじめ、地域づくりへの参画など、今後とも、教育活動、地域活動などに期待するところである。

委員会開催日、5月13日、調査事項、調査第3号ふるさと応援寄附金について、説明員、調査内容については記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、本町においては、返礼品の提供事業者、品目の拡大、ポータルサイト事業者の追加などの取組により、令和2年度については1億1,526万円の寄附実績となったことが報告された。寄附額が増加したことは大いに評価するところである。

新型コロナウイルスの感染拡大による巣ごもり需要などにより、米を希望する寄附者が増加傾向であると思われるが、農協とも協議の上、奈井江産米の確保に努めていただきたい。

また、企業向けふるさと納税制度の検討や、アピール度が強い政策的事業に絞り寄付を募るなど、多くの寄附につながるよう創意工夫を願うとともに、町の貴重な自主財源であることから、寄附者にリピーターとなっていただけるような取組に期待する。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時07分)

●議長

続いて、広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。それでは、広報常任委員会よりご報告いたします。

3月16日、4月12日、4月20日、4月28日の計4回の委員会では、議会だより第23号の誌面構成、編集を行い、5月15日に議会だより第23号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

(10時08分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承を願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時08分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。令和3年第1回定例会以降の主な事業についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種の対応状況について、ご報告を申し上げます。

ワクチン接種の予約についてでありますけれども、町内医療機関で個別接種を受けられる80歳以上の高齢者などを対象に、4月26日からコールセンターでの受付を開始いたしました。

その後、一時中止をいたしました。公民館での集団接種を加え、6月1日から受付を再開いたしました。コールセンターへの予約については、電話が殺到し、つながりにくいときも一時ありましたけれども、電話回線の増設、対象年齢の段階的な引き下げ、はがきによる個別案内などの対応を行ってきたところであります。

次に、ワクチン接種の状況ですが、5月17日から町内開業医での個別接種を開始しております。これに加えて、町立国保病院での個別接種を6月23日から開始いたします。

また、集団接種については、6月11日から公民館において1日最大132人規模での接種を開始しており、個別接種を含めて9月末までに2回接種を終了する計画としております。6月17日現在における個別接種と集団接種を合わせた65歳以上の接種者数については、1回目接種が954人、65歳以上の43.0%、2回目接種が

123人、同じく65歳以上の5.5%となっております。

引き続き、町内開業医、関係機関等との連携、さらには適宜適切な情報提供に十分配慮しながら町民の皆様のワクチン接種が早期に完了するよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。町民の皆様には、町内公共施設の休館や外出自粛など長期間にわたる感染拡大防止にご理解、ご協力をいただき、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、マスクの着用、手洗いの励行、密を避けるなど、引き続き感染防止対策を徹底し、町内における感染防止に努めていただきますようお願いをいたします。

次に、保健福祉課関係では、3月19日、大塚製薬株式会社と健康増進に関する包括連携協定を締結しております。同社におかれては、かねてから自治体との連携協定締結による健康づくりに取り組んでおり、本協定の締結を機に同社の持つ知識や情報、ネットワークを生かしながら、町民の健康増進、スポーツ振興、災害対策など、町民サービスの向上が図られるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、産業観光課関係では、4月3日、豊穰祈願祭を執り行っております。本年の農作業の状況については、冬の豪雪による春作業の遅れを懸念しておりましたが、3月中旬以降の好天により、雪解けが進み、ほぼ平年並みで農作業が進んでおります。

また、6月1日現在に公表された空知管内の農作物生育状況においても、水稻の生育は平年並みで、移植作業も平年並みに終了とされております。今後も、天候が順調に推移し、道内有数の産地である米をはじめ、農作物全体がよい出来秋を迎えることができるよう期待するとともに、農業関係機関との連携を図りながら、万全を期してまいりたいと考えております。

最後に、報告書に記載はありませんが、町立国保病院の院長退任についてであります。

小西院長につきましては、平成3年4月、当院に着任され、平成12年4月から院長として活躍をいただいておりますが、本年3月5日付けで、健康上の理由により6月30日をもって退職したいとの届出がありました。小西院長には、これまで長きにわたり地域医療を中心から支えていただき、また昨年度に行ったあり方検討に基づく町立国保病院の経営再建が道半ばでもあり、引き続きご尽力をいただくよう、繰り返し慰留いたしましたましたが、本人の意思が固く、翻意は難しいとの判断から、退職届の受理を決断するとともに、後任となる院長の採用に向けて、北海道大学病院の医局などの協力をいただきながら取り組んでまいりましたが、春の人事異動が一段落した時期でもあり、後任の決定には至っておりません。

また、後任が決まるまでの間、常勤医師が1名少ない状況での病院運営となることから、7月以降の診療体制について、先般院内での協議を行い、基本的にはこれまでの診療体制を維持していくことを確認するとともに、それまでの間は新たな院長を選任せず、森田副院長に院長代行を務めさせていただくこととしたところであります。

引き続き関係機関のご協力をいただきながら、後任の採用に向けた取組を進め、町民の皆様が安心して利用いただける病院運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、一般行政報告といたします。

(教育行政報告)

(10時15分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

第2回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

第1回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

4月1日、教職員辞令交付式で今年度新たに赴任をした奈井江小学校の長谷川孝校長、奈井江中学校の内藤竜治教頭ら10名の教員に辞令の交付を行いました。

4月7日、奈井江小学校、中学校において、始業式と入学式が開催をされました。今年度の新入学者数は、奈小が28、奈中が30名、全校生徒が奈小182、奈中91名、両校合わせますと昨年よりも14名減となったところであります。

翌8日には、奈井江商業高等学校においても入学式が行われ、新たに19名が入学、全校生徒62名となったところであります。

次ページをお開きください。

中下段にあります5月13日でありますが、公設塾「ななかま」をオープンさせました。

子供たちの学習の定着には、日頃からの家庭学習の取組が欠かせないことから、かねてより家庭学習時間の目標を学年プラス10分としてきたところですが、あまり家庭学習をしていないとの実態から、昨年までの3年間中学生向けの公設塾として毎年9か月間にわたって週1回ないし2回の英語、数学の塾を開設してきました。

しかし、この期間頻度では当初の目的である家庭学習の習慣づけという点であまり効果的ではなかったのではという結論を得て、対象を小学生に引き下げ、常設型での開設について摸索をしてきたところであります。子供たちの自学自習をサポートする新しい公設塾では、地域おこし協力隊の制度を活用し、全国から募集をした講師3名を雇用、奈井江小学校の全面的な協力を得て準備を進め、小学3年生から6年生を対象とする塾の登録者数は、当初の予定を大幅に上回り、その半数にあたる55名に至り、通塾については習い事やスポーツ活動がある子もいるため、平均をしますと週2回程度、1回につき1時間程度の学習をして帰宅しておりますが、毎日通ってくる子や最後までいる子もいるなど、大きな手ごたえをつかんでいるところであります。

一番下段、6月の17日、昨日になりますが、空知教育局義務教育指導監の学校経営

指導訪問を小学校、中学校で受けております。この中で、GIGAスクールに関わる取組についても調査されましたが、本庁の研修、授業での活用については、空知管内でも積極的かつ進んでいる状況であり、すばらしいとのコメントをいただいたところであります。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時19分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順といたします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 5番石川議員の質問・答弁)

(10時20分)

●議長

5番石川議員。

(5番 登壇)

●5番

おはようございます。通告に従い、一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、3度目の緊急事態宣言が発令され、さらに期間が延長される中、奈井江町でもワクチン接種が本格的に始まっております。また、世界的に見ても感染性の高い変異株の増加や、ワクチン接種が進む国は日常の生活を取り戻しつつあることなど、ここにきてワクチン接種にスピード感を求められていることも否めない事実であると思います。

私は、今回の一般質問でワクチン接種の予約状況や個別接種、集団接種、その他ワクチン接種にかかる対応について町長に質問いたします。一般行政報告でもご報告がございましたが、重複するかもしれませんが質問いたしますので、よろしく願いいたします。

1つ目の質問はワクチン接種の予約状況であります。

6月1日から再開された予約は、6月16日には予約対象年齢が65歳に引き下げられ、前倒しが進んでおります。現在の予約状況と予約に関する住民の問い合わせや、相談があればその主な内容と対応を教えてくださいと思います。

また、接種予約受付のお知らせには重複して予約をしないでくださいとありますが、重複して予約をするということはどのようなことなのかを伺います。

●議長
町長。

(10時22分)

(町長 登壇)

●町長

石川議員からの新型コロナウイルスワクチン接種の状況について、まず、大きく1点目、現在の予約状況、そして予約に関する住民の問い合わせ、相談の内容、また最後に重複して予約ということになっているということでもあります。

まず、4月26日からコールセンターを通じて80歳以上の方の医療機関での個別接種の予約を開始し、一時期予約受付を休止いたしましたでしたが、6月1日から個別接種及び集団接種の予約を再開しております。

予約が集中しないよう、段階的に年齢を引き下げて予約受付を実施しておりますが、6月16日からは65歳以上の全ての高齢者を対象に予約を受け付けております。

1点目の、「ワクチン接種の現在の予約状況」といたしましては、65歳以上の予約対象者、6月17日現在ですけれども、2,221人に対して現在1,683名、75.8%の申し込みを受けているところであります。

2点目の「予約に関する問い合わせや相談内容と対応」についてはどうかということではありますが、コールセンター及び保健センターで対応しており、予約開始初日はコールセンターが全道規模で回線が混み合い、電話がつながりにくいなどのトラブルが発生したことから、保健センターに「予約ができない」「電話がつながってもすぐ切れてしまう」また「通話料がかかる」、苦情の電話が殺到いたしました。ご迷惑をおかけしたところであります。苦情に対しましては、ご不満等を真摯に受け止めて、改善方法を検討させていただきました。

予約の再開時においては、コールセンターでの回線の増設による予約受付対応の拡大、またフリーダイヤルによる通話料の無料化が間に合いましたので、これを実施させていただきました。

そのほか、年代別の予約開始日について、新たに予約が可能となる対象者への案内ハガキを郵送するほか、町広報、チラシ、ホームページ、さらにはSNS、地デジ広報により情報の発信を行っております。

その後につきましては、大きなトラブルもなく、順調に申込みができる状態となって

おりまして、問い合わせもほとんどないというのが状況であります。

3点目の「重複して予約してしまうこと」っていうのはどういうことかということですが、既に予約をした方が、別の日に変更したいというようなことがあった場合、キャンセルせずにまた別の日を新たに予約し、2回予約されてしまうことを指しております。これは、予約システムの問題でもありますが、受付時において確認できる仕組みとなっていないために、チラシにて注意喚起させていただいており、コールセンターには改善と対策の依頼をしているところです。

また、仮に重複して予約してしまっても、重複して接種しないように、接種体制の整備に努めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長 (10時25分)
石川議員。

●5番
再質疑ですが、まず予約状況についてです。前倒しが進んでいるということは、大変良いことだと私も感じております。今後も、前倒しの可能性があるのか、あれば目安、その予定、見込みはいつごろになるのかということをも一つ。

それから、重複予約について、重複予約というのは当日のキャンセルにつながる可能性があり、ワクチンが無駄になる可能性が高くなると思います。今、コールセンターには改善を求めているということではありますが、たしか、ワクチン接種体制の確保のときに、改修したシステム、VRSっていうんですか、ワクチン接種記録システムというものがあると思うのですが、そういうことで奈井江町自体がチェックをするということは不可能でしょうか。

●議長 (10時27分)
町長。

●町長
前倒しは、まずしません。1点目の前倒しについては、65歳以上までの分をまず前倒しをさせていただいて、受付を開始したということで申し上げました。64歳以下の方については、接種券をまだ送付しておりません。これについては、できるだけ早急ということで準備をしていますけれども、広報等でもお知らせするかと思いますが、7月から64歳以下の方に対し発行するという準備を今させておりまして、それもできるだけ早くということではありますが、接種の日時は医師の確保等の問題もあって確定しているものですから、予約について少しでも安心していただけるようにやれるだけのことはやりたいと思いますが、まずは接種券の発送とスケジュールをしっかりと確認し

ながら進めていきたいということでもあります。

それと、2点目の重複予定者、当日これキャンセルになるし、V—S Y S等の関係でチェックできないかということですが、当然、できるだけ間違いのないように、現場でもチェックをして進めておりますので、まさにそういうことのないように進めていきたいということでありまして、キャンセルについては事前に登録している関係者を充てて、接種を進めていくということでもありますので、ご理解をいただきたい。

●議長

石川議員。

●町長

ちょっと休憩してください。

●議長

暫時休憩します。答弁の追加ですか。

(休憩)

(10時30分)

(1. 5番石川議員の質問・答弁)

(10時31分)

●議長

会議を再開いたします。

町長。

●町長

すみません。修正というか、若干訂正させていただきますが、まずVRSという仕組みとV—S Y Sという2つの仕組みがあるということです。それで、VRSというのがワクチン接種をした方を管理する仕組み、V—S Y Sというのがワクチンそのものの供給条件みたいなものを管理する仕組み、これがリンクされていないということで、常にリアルタイムで入ってこないということでの、突合しても誤差が生じる可能性があるということで、結論としては人為的チェックで防げるということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長

(10時31分)

石川議員。

●5番

分かりました。次、2つ目の質問に入ります。

開業医院での個別接種についてであります。個別接種は、2つの町内開業医院と町立病院で行われますが、それぞれの接種について伺います。まず初めに、2つの開業医院での個別接種について質問いたします。

ワクチン接種体制の確保を行う、自治体と医療機関との委託契約は国の指示により集合契約を実施していると思っておりますが、2つの開業医院ではそれをもとに既に接種が開始されているようであります。それぞれの接種開始日と接種期間、1日の接種可能人数、現在までの接種回数を伺います。

また、当日のキャンセルがあればその対応についても伺いたいと思っております。

●議長 (10時32分)
町長。

●町長
開業医院の個別接種の状況についてでありますけれども、それぞれ1日の接種回数ということですが、方波見医院が5月17日から岸本内科消化器科クリニックが5月18日からそれぞれ接種を開始しております。1日5回から18回の接種を週3日、または4日の接種体制で実施しております。

接種期間といたしましては、これは基本的なことですので、町のもくろみとは別な話で、国から示されている新型コロナウイルス感染症にかかる臨時の予防接種実施要領において示されている令和4年2月28日までの間ということのおさえになっております。

2点目、開業医院の現在までの接種回数ですけれども、6月17日現在、方波見医院で155回、岸本内科消化器科クリニックで85回の接種を実施しております。

3点目の当日キャンセルが出た場合の対応といたしましては、高齢者施設や障がい者施設の従事者のうちから希望者に優先して接種することとして、施設と相談の上、接種を進めることとしております。

以上です。

●議長 (10時33分)
石川議員。

●5番
新聞では接種に苦慮している医院や診療所、困惑している住民の事例が報道されたことが何度かございます。町内の開業医院では、そのような事例が果たしてあったのかどうか。あればどのような対応をなさったのかということが、あれば結構でございます。

●議長 (10時34分)

町長。

●町長

本当に毎日のように担当と開業医の先生方と連絡をとらせていただいていますけれども、患者さんといえますか、接種希望者との関係でそういうようなトラブルは今のところ聞いておりません。

●議長

(10時34分)

石川議員。

●5番

分かりました。続いて、3つ目の質問に移ります。

町内病院の個別接種についてであります。ごめんなさい。町立病院ですね。町立病院については、6月7日から接種の予約が始まりましたが、接種期間と1日の接種回数、期間中の可能な延べ接種回数、現在の予約状況を伺いたいと思います。また、当日キャンセル分のワクチンについての対応を伺います。

●議長

(10時35分)

町長。

●町長

町立病院の個別接種の状況であります。町立国保病院においては、5月14日から奈井江町内の9医療機関の医療従事者107名に対する接種を進めるとともに、5月19日以降、入院患者46名に対する接種も実施してきております。6月21日をもって、当初予定していた医療従事者への2回接種を終了する見込みとなりました。

このために、先ほども冒頭申し上げましたが、町民への個別接種を、第1クールを6月23日から7月30日までの期間で計画し、追加で接種を行う医療従事者への接種を含みますけれども、1日当たり18人ずつ週3日、月曜、水曜、金曜の3日間を実施して、期間中126人に対して2回接種を行う予定であります。

2点目、現在の予約状況ですけれども、第1クールの接種予約については、既に予約が埋まっているという状況であります。

3点目、当日キャンセルがあった場合の対応ですが、これは医療従事者と見なすことのできる委託業者、職員や地域の入院患者などの接種を行ってきており、今後も対象者がいる場合にはこのような対応を進めていきたいということであります。また、状況により町のキャンセル対応と同様にも、これも対応していきたいと考えております。

●議長

(10時37分)

石川議員。

● 5 番

続いて4つ目の質問に移ります。集団接種についてです。集団接種は、既に開始され、10月中旬まで公民館で行われる予定ですが、その体制と方法について伺いたいと思います。人員体制については、当面、派遣等による町外の医師、看護師と町職員の保健師、事務職が対応するようですが、具体的な説明をお願いいたします。予定している1日の接種回数と、期間中の延べの回数、現在の予約状況についてもお願いいたします。

それから、当日キャンセル分の対応、先ほど町立病院のことも町長おっしゃいましたけど、高齢者施設、障がい者施設従事者及び集団接種従事者等で接種を希望する方に接種するとありますが、接種するまでの手順を含めてご説明をお願いしたいと思います。

● 議長

(10時38分)

町長。

● 町長

集団接種の人員体制等についてということですが、まず1点目の人員体制ですが、予診を担当する医師が1名、予診票の確認に保健師もしくは看護師が2名、予診介助に看護師が1名、予防接種、ワクチンの充填に看護師が3名、健康観察等に看護師が1名、あと受付、接種済証の発行等の事務業務のための事務職員5名、全体の総括を行う保健師が2名、合計で15名の人員体制の下に、安全で安心して接種できる体制を組んでおります。

2点目の期間中に予定している接種回数ですが、集団接種の実施期間といたしましては、9月末までの期間を予定しております。64日間、約3,500人に2回の接種を実施できるよう準備を進めているところであります。

3点目の、現在の予約状況につきましては、65歳以上の方の予約として6月17日時点で、接種従事者も含めて1,070人、集団接種予約枠の79.6%の受付を行っております。

4点目、当日キャンセルが出た場合の対応と接種までの流れということですが、先ほど申し上げた開業医院でのキャンセルの対応と同様ですが、高齢者施設や障がい者施設の従業者のうちから、希望者に優先して接種することとして、施設と相談の上、接種を進めることとしております。

この高齢者施設や障がい者施設の従業者のうち、希望者につきまして事前に施設と調整をして名簿をいただいております、この名簿管理及び接種券付き予診票の発行をしております。当日キャンセルが出た際には、保健師から施設に連絡をし、施設担当者が接種対象を選定して集団接種会場へ来ていただくこととしており、現段階ではその都度速やかに対応していただいております、余剰ワクチンの廃棄は起こっておりません。

また、キャンセルへの対応は急を有することが多く、高齢者施設等の従事者が対応できない場合を想定して、集団接種に関わる職員等に接種するなど、余剰分を無駄にしないよう対応してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

●議長

(10時41分)

石川議員。

●5番

分かりました。今までの質問で、接種の予約、それと個別接種、集団接種についてのご答弁をいただきました。奈井江町としては、しっかりと準備をして、ワクチンの無駄を防ぎながらスムーズな接種に臨んでいることと理解いたします。その上で、現状及び今後のワクチン接種に関わる質問を数点伺いたいと思います。

次の質問は、接種の困難な住民への対応であります。町内には、高齢者や障がい者など、自力で接種会場に行けない住民の方々がいらっしゃると思いますが、大体何人ぐらいいらっしゃるのか。その方たちへの対応はどのようにするのか、交通手段を含めた対応を伺いたいと思います。

また、ワクチン接種は希望する人たちが行うものですが、町内には自らで意思決定ができない人たちがおられるのか、その場合、どのように対応するのか、2点について伺いたいと思います。

●議長

(10時42分)

町長。

●町長

まず、自力で接種会場へ行けない住民等への対応ということでありまして、まずこれの把握ということですが、非常に現実の話、その数字を抑えるということはなかなか難しいことかなというふうには思っています。

まず、現在、個別接種と手段接種を進めていく中で、多くの方が公共交通機関や自家用車、そして徒歩でご自身の移動手段にて接種会場にお越しをいただいております。集団接種会場の様子を見る限りにおいては、移動に不安がある方、介助が必要な方の多くは、ご家族や知人が付き添っていただいておりますし、ご家族、ご近所同士の協力体制が非常にとれているという感じを受けているところではあります。

しかしながら、障がい等で一人での移動が困難である。また、家族などのサポートがなくて移動ができない。接種を希望したくても接種できないという方が少なからずいらっしゃるということについては、このことについては認識をしております。

今のところそうした相談はございませんけれども、今後移動手段に課題がある場合の相談を拾い上げて、送迎等の対応方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

それぞれ抱えていらっしゃる問題が個別で多様だと思っておりますので、画一的な対応ではなくて、いろんな形を検討させていただくことが必要かなというふうに思っています。

2点目の、自ら意思決定できない人への対応ですけれども、厚生労働省からの通知では認知症の高齢者等で意思確認を行うことが難しい場合についても、季節性インフルエンザ等の定期接種と同様、それぞれの状況に応じて家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者など、日頃から身近で寄り添っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に酌み取ることなどにより本人の意思確認を行うこととされております。

このことから、当町といたしましても、意思確認が困難な対象者について相談に応じ、家族や関係者の協力を得ながら同様の対応により、意思確認を行うことが重要であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、このような要望、相談があれば保健センターに問い合わせただいて、ご相談をいただき、適切な方法を検討していきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(10時45分)

石川議員。

●5番

実はこのことが、私が今回の質問の中で一番心配している部分であります。たしか、今、町長がおっしゃった意思確認のことなんですけど、6月8日に厚労省が出した「職域接種向け手引き」というものにもあって、これを見たときに、果たして奈井江町がそういう介護できる方たちがいるのかどうかということから、この必要だと感じて質問させていただいております。

今のご答弁で、今後まさにきめ細かな対応をしていただけるということですのでよろしくお願いしたいと思っておりますが、最後の質問になります。今後のワクチンの接種についてです。

最近感染者が若年層にも広がっております。国内、道内では、様々な議論がある中、既に接種年齢の引き下げや学校での接種を検討する自治体が出ております。

また、企業による職域接種の希望が出てきております。奈井江町の今後の対応や町長のご見解を伺いたいと思っております。

また、先ほど接種率のご報告がありました。通告には直接ございませんが、今回の質問全般に関連するので、伺いたいと思っております。

奈井江町の場合、国が7月末までに高齢者接種率100%という指示を出しておりますが、奈井江町の場合はそれが可能なのか、何をもちいて100%とするのかをお答えいただきたいと思っております。

●議長
町長。

(10時47分)

●町長

まず、最後の質問に入る前に、先ほどの接種困難が課題だということで、そういうご意見いただきましたが、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、ご家族、知人が付き添ってくれる、あるいは近所の協力体制が非常に取れているというふう実感をしているんですけども、まさにこういうことを推進することこそが、いわゆる私どもがかねてから申し上げている地域包括ケアの大きなポイントだと思っています。

そういう体制づくりこそが今後の町づくりの要だと思っていますので、まだまだそこに至りませんが、是非このことを具体的な例としてご記憶いただいて、推進にお力を貸していただければというふうに思っています。よろしくお願いをします。

今後のワクチン接種についてですけれども、接種対象年齢の件ですが、当初、16歳以上とされておりましたが、6月1日からファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢を12歳以上に引き下げられたことから、当町における接種対象者の年齢につきましても、12歳以上に引き下げ、ファイザー社製のワクチン接種を進められるよう接種券の発注等、準備をしております。

学校での集団接種につきましても、新型コロナワクチン接種自体が努力義務に基づく予防接種であるということから、生徒及び保護者の意思と相反して、学校という環境下において一定の強制力が働く可能性があること、接種を希望しないことによるいじめや差別、偏見につながる可能性があること、併せて保護者同伴をどのように取り扱うかなど、様々な課題があり、現時点で学校での集団接種は困難であると考えております。

今後、児童生徒のスムーズな接種に向けて、情報提供等に努めて対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと、職域接種に関しましては、「自治体の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業等において職域単位での接種を可能」として、「医療従事者や会場などは企業が確保し、自治体の接種事業に影響を与えないことが前提」とされているほか、当面1,000人以上の方を対象に接種する大規模な企業から開始とされておまして、使用ワクチンはモデルナ社製とされております。

当面は大規模な企業から開始されているものといいながら、今現在、いろんな議論をされていますけれども、今後、中小企業の職域接種も進んでくるものと思われま。

当町の予防接種は、まずは7月末までに高齢者接種を完了させる見通しを立てており、順次接種順位に沿って予約できる対象者の枠を広げていく予定としており、職域に該当する年齢の方はまだ先の見通しとなります。

こうした中で、並行して企業が主体となって接種体制を組むことは、接種の加速化につながるものであり、当町といたしましても、職域に該当する方の接種が進むよう接種券の送付等を円滑に進めてまいりたいというふうに考えております。

今後も、引き続き住民の皆様、そして医療機関、関係者等のご理解とご協力をいただきながら、接種を希望される対象者全員の接種が速やかに進むよう、総力を挙げて予防接種に取り組み、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するよう努めてまいりますので、このことについてもご理解をいただきたいと思っております。

現実的に、この地域で職域接種ということの体制をつくるということがなかなか難しいのかなというふうに思っています。奈井江町といたしましては、平日、さらには土曜、日曜の集団接種も日程として組み入れておりますので、ぜひ従業員の方たちも、この日程をやりくりしていただいて、早期の接種にご協力いただくことが我々としても確実な系統なのかなというふうに認識をしているところであります。

最後に、接種率ですけれども、先ほど来申し上げている接種率については、対象者に対する率を申し上げております。接種率を100%というふうにはどういう認識かということですが、国としても希望者全体の100%という受け止めだというふうに私は認識をしております。

ですから、その希望者というものがどれだけいるのかということについては、数として今ちょっと説明できませんけれども、先ほど来申し上げた、議員からの質問がありました接種を希望したいけれども、受けられないとして諦めるようなことがないように、そこをしっかりとフォローしていくことが大切なのかなというふうに思っていますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(10時53分)

石川議員。

●5番

まさに緊急事態、それから平時ではない、有事な事態を実際全体で乗り切る今真最中でありまして。その中で、慎重に、かつ迅速にを求められているワクチン接種が今、町長のご答弁をいただいたように、奈井江町ではしっかりと進められているということ、また今後きめ細かな対応をして、住民一人一人にしっかりと伝わるようにやっていただけるということ伺いました。

質問を終わりますが、今後もまだ長丁場で、結構期間がかかると思っています。もちろんのことですけど、生意気な言い方をしますけど、しっかりとやっていただきたいよろしくをお願いします。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

(2. 1番篠田議員の質問・答弁)

(10時54分)

●議長

続きまして、一般質問を続けます。

1 番篠田議員。

(1 番 登壇)

●1 番

おはようございます。私は、大綱2点についてご質問していきたいと考えております。まず、1点目ですけれども、今ほど石川議員のほうからも、コロナのワクチン接種のことについていろいろと質問が行われております。私のほうは、簡潔に2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

当町のワクチン接種につきましては、説明もありましたように、5月中旬から、町立国保病院は医療従事者、開業医の先生方は個別接種がスタートしたとお聞きをしております。

各ワクチン接種券が配布されたのは65歳以上の方、約2,100人に送付をされておりますが、皆さんいち早く接種を速やかに行いたく、コールセンターに電話をするも、各地で起きている同様のトラブルが発生しました。

この接種を実施するに当たり、ワクチンがいつ届くのか分からなく苦慮されたとお聞きをしますが、届いたら速やかに実施することが求められており、いろんなことを想定し、準備を進めてきたものと思われませんが、行政にも多くの苦情が寄せられたとも聞いております。

そこで、1点目は、ご協力をいただかなければならない奈井江医歯会とは十分協議をされて接種に臨まれたのか、また接種を実施していく中での課題等を開業医の先生方と打ち合わせしながら進めておられるのか。

2点目は、65歳以上の方々が終われば、今度64歳以下の方々の接種が控えており、学生さんや勤めておられる方が多くおられ、これまでと違ったケースとなりますが、64歳以下の方々に対する受付や接種方法の考え方については、現段階においてはどのように考えておられるのか、以上2点についてお伺いしたいと思います。

●議長

(10時57分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からの当町の医歯会との関係、あるいは64歳以下の受付等々の関係ですが、

先ほど石川議員の質問と重複することもあるかと思いますが、まず新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、全国の各自治体が創意工夫の下、住民接種を進めており、繰り返しますが、当町において、個別接種を医療機関において5月17日から、集団接種は6月11日からスタートさせ、現在、順調に進んでいるところであります。

1点目の接種に当たり奈井江医歯会との協議がどうなのかということであります。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種体制を進める上で、医歯会との協力体制は必須であることから、早期から医歯会会長及び各医療機関に相談をさせていただき、どのような接種体制で進めることができるか、協議を重ねてまいりました。

国からのワクチン供給の見通しが不透明であったことから、当初個別接種で順次進めるということで、各医療機関にご理解をいただいた上で、様々な情報を共有しながら、安全・安心な接種体制を構築できるよう現在も常時連絡調整に努めております。

また、高齢者接種について国から加速化が要請され、当町における集団接種の体制を組んだ際にもご指導をいただきながら進めており、今後につきましても、必要な協議を重ねるとともに、医歯会との協力体制の下、当町のワクチン接種体制を整備してまいりたいと考えております。

2点目の次に控える64歳以下の方々の受付や接種方法ということですが、当町の予防接種は、7月末までに高齢者接種を完了させる見通しを立てております。

今後、接種順位に沿って、順次、基礎疾患を有する方、60歳から64歳の方、高齢者施設等の従事者、60歳未満の方というような順位で、予約できる対象者の枠を広げていく予定をしております。

接種の予約が集中することによる混乱を避けるため、接種券の発送及び予約は7月上旬を目途に、年齢順に区切って、段階的に実施する予定としておりますが、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者に該当する方が年齢の順番が来なくても接種順位に従って予約ができるよう町広報のチラシ、あるいはホームページ、SNS、地デジ広報などによって周知を行い、接種券の交付を検討していきたいというふうに考えております。

接種手法については、高齢者接種同様、医療機関での個別接種と町が実施する集団接種のいずれかで接種できるよう、接種体制を整備することとしております。

現在、順調に接種が進んでいるものと考えておりますが、引き続き奈井江医歯会、各医療機関、そして関係機関と連携を取りながら、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、安心して安全な体制で進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

●議長

(11時01分)

篠田議員。

●1番

現在、ワクチンの接種、スムーズにいらっているとお聞きをしております。

ただ、集団接種のほう、町外のお医者さんをお願いをしてやってもらうわけですが、当町には公的病院の町立国保病院がございます。こちらのほうが中心になって、医歯会の先生方とご協力をいただきながら、速やかに進めていかなければならないのかなと思われるのですが、今後、その集団接種の部分、取りあえず個別接種は6月23日から町立国保病院のほうもスタートをしていくようですが、集団接種のほうに町立国保病院の先生方も協力をしてやっていくというようなことは、今後の動きとしてはどうなのかなという部分をお聞きしたいと思います。

●議長
町長。

(11時02分)

●町長

まさに、議員が今ご指摘をいただいたようなことが皆さんとしても希望されるのかもしれないですが、まさにそのことが全国的にかなわなく、現下の状況があるということがあります。

私自身、今回集団接種に来ていただいている先生方にもお話をお伺いしておりますし、基本的に開業医の先生方が基本診療をしながら個別接種をするということについても、かなりのリスクを背負っている、かつ土曜、日曜ということで、診療、接種に当たるといことについては、現下の状況では非常に厳しいものがあるはずだということをお伺っております。

また、奈井江町立国保病院についても、まずは先ほど来申し上げているとおり、医療関係者の接種、そしてそういう関係者の接種等々をしっかりと担っているということでもありますし、個別接種として町民の皆さんの接種も23日から開始するわけですので、ここをしっかりと押さえてやっていきたいというふうに考えています。

また、集団接種について、先ほど来開業医の先生方の協力関係はということもありますが、開業医の先生も心を痛めていただいて、この計画の中で、それぞれ2人ずつだったかと思いますが、土曜、日曜の集団接種にご協力いただく体制を取らせていただきました。

ただ、これについても、先ほど来申し上げている非常に困難な中、ご協力をいただくということでもありますので、まずはどんな形であれ、しっかりと接種のスケジュールを組んでいくということに全力を挙げていきたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

●議長
篠田議員。

(11時04分)

●1番

このワクチン接種、町民の皆さん、本当できるだけ早く打ちたいという希望の方も多くおられると思います。

それと、開業医の先生方も、今お話しありましたように、非常に努力をされてやっておられますので、みんなが協力し合って、このワクチン接種がうまく、スムーズに終わることに傾注をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、2点目の町立国保病院の経営改善についてですけれども、先の3月の定例会での総括質問で、病院のあり方検討委員会からの答申に対する今後の取組についてお聞きをしましたが、その後の取組状況についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、答申を受け半年が経過しようとしておりますが、これまで取り組んだ内容と今年度以降取り組む内容についてお伺いしたいと思います。

2点目は、行政報告等でも、町長のほうから報告がありましたけれども、長年、当病院の医師として地域医療にご尽力いただいた院長が体調不良のため、今月末で退職することになりましたが、院長には大変感謝を申し上げるところであります。その後任や今後の病院運営はどのようになっていくのか、若干説明もありましたけれども、お伺いしたいと思います。

●議長
町長。

(11時06分)

●町長

篠田議員から、町立国保病院の経営改善についてということでの質問であります。その前に、ワクチンの関係で、重ねて申し上げたいと思っておりますが、ワクチンの接種体制について、例えば医師を1人増やすということになった場合、あるいは回数を増やす、対象者を増やすということになった場合、それに加えて看護師とか、いろいろな形でスタッフ全て増強しなければならないということで、全体としてのことを考えていかなければならない状況にありますので、繰り返しになりますけれども、今おかげさまで順調に接種ができる状況が続いておりますから、これをしっかり堅持していきたいというふうに思っております。是非ご理解をいただきたいと思っております。

今ほどの町立国保病院の経営改善についてであります。取り組んだ内容等についてということで、あり方検討委員会からの答申に基づく経営改善の取組については、可能なものから順次着手してきております。

既に取組を進めているものとして、眼科外来の診療回数の適正化ということで、1診療当たりの患者数が減少している状況から、4月以降は、従来より2回少ない、週3回の診療とすることにより、医師の派遣に係る経費などの節減を図っております。

外来診療における院外処方につきましては、昨年11月より取組を進めており、予定どおり7月から実施することになりますが、材料費や人件費の節減などにより、経営改善効果が期待できるものと考えております。

また、管理経費の節減については、業務実施個所や内容の見直しを行い、委託料などの節減に努めており、全職種一丸となって経営改善を進める考えの下、自助による対応なども組み合わせながら、取組を進めています。

なお、人員確保の厳しさも深刻な状況であることから、欠員を生じている業務部門への部門を越えた職員の応援体制を構築するなどしながら、患者サービスの維持にも、併せて取り組んでいます。

また、本年度は電子カルテの更新を予定しておりましたが、専門性の高い投資であることから、総務省の公営企業等経営アドバイザーにもご協力をいただきながら、内容の精査を行い、競争入札により執行したことにより、当初の予定より大幅に事業費を抑制することができました。

入院病床については、入院患者数の維持と医療区分の高い患者の受入れを積極的に行い、収益の向上に努めています。

今後の入院病床の持ち方については、患者数の推移や患者の状態像などを分析した上で、介護医療院への病床転換について、検討を進めていくこととしております。

いずれにいたしましても、経営改善については、地域に求められる医療提供を大前提として、収益と費用、両面からの改善を図っていく中、予定している取組について、可能なものから順に、着実に進めてまいりたいと考えております。

2点目の院長退任後の体制、後任等についてでありますけれども、先ほどの一般行政報告でも報告をさせていただいたとおり、小西院長退任後の後任については、現在も関係する北海道大学病院の医局や連携する砂川市立病院などにもご相談を申し上げ、協力をいただきながら、後任医師の採用に向けた取組を進めております。

後任の院長が決定するまでの期間については、森田副院長に院長代行として病院の代表を務めていただくこととし、先般各医師などに対し、説明を行い、理解を得ております。

なお、外来診療などに医師の派遣をいただいている北大第一内科などからは、小西院長退任後も、引き続き現在の派遣体制を継続いただけるとの回答をいただいていることから、外来の診療や健診などの受入れ、入院の病床数等について、基本的には、現在の診療体制等を維持していくことについて、院内で協議し、確認をしているところでもあります。

いずれにいたしましても、町民・患者さんへの影響を最小限にとどめ、安定した医療提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長

(11時11分)

篠田議員。

●1番

病院の経営改善については、できるものから進めるということで、だんだんと進めていくことは理解いたしたいと思います。

そんな中で、残念ですけれども、長年地域医療に携わってくれた院長が今月末で退任されますけれども、その後について、森田副院長が院長代理というような形で進めるということなんですけれども、一番心配していたのは、内科のほうも北大から派遣をしてもらったり、日直、当直の医師も北大のほうからも来てもらったりしていた中で、これらの部分がどうなるかなという懸念もありましたが、今後も継続して派遣はしてくれるということですからほっとしているんですけれども、ただ、病院の経営改善は、まだこれからやっていかなければならない中で、昨年9月3日、4日と、総務省の地方公営企業等経営アドバイザーの派遣事業で、いろいろとアドバイス、講評等ももらっていた中で言われていますように、院長、事務長、看護師長、病院のこのトップスリーの方々が毎日のようにきちっととトップ会談をしながら、情報を共有しながら、取り組んでいかなければならないんじゃないかというお言葉も頂いていますので、大変な状況かなとは思いますが、進めていっていただきたいなと思っていますところでは。

先ほどのワクチン接種の部分も、当然今、早急に対応しなければならないことだと思いますけれども、今後の経営改善に向けた取組も進めていっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で25分まで休憩といたします。

(休憩) (11時14分)

(3. 4番遠藤議員の質問・答弁) (11時25分)

●議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

4番遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

4番遠藤です。

このたびの質問は、農業の担い手の育成について町長にお伺いいたします。

誰しものが先祖代々受け継いできた田畑を次の世代に託し、耕作してほしいと思っています。そのため、これまで培ってきた技術を継承し、生産者と新規就農者をマッチングさせることで担い手不足に歯止めをかけることができればなというふうに思います。改めて言うまでもなく全国的にも農業者は減少し続けており、歯止めがかからない状況です。最も大きな要因は少子高齢化であり、ますます加速化していくとのことです。

資料によると、平成7年から平成30年のやがて20年に全国で農業者が43%減少しているというふうに書いてありました。こうした状況からみると、奈井江町の現状はどうなのでしょう。

新規就農者といっても、学校を卒業し就農される方や学業を終え、一時期は就職をし、ある時期にUターンをして家業を継ぐ、そういった人たちと、また、本気で農業を考えている新規参入者の方たちと様々ですが、まずは親元で就農できる方はよしとして、特に新規参入者の方々が今後の農業の担い手になり得るのではないかという思いと、また、大きなキーワードになるのではないかと考えています。

今まで就農者全体で40歳以下の割合が年々増加傾向にあり、今後も農業の担い手として期待されているようです。新規参入者の方をどう育てて独立させるのか、行政だけでできるものではありません。関係機関と一番大事な農業者が関わるのが重要かと思えます。

以前、担い手センターの職員の方との話の中で出てくる言葉は、JAと行政との職員がどれだけの熱意があるかないかでそのまちの就農率に差が出てくるんだというふうに聞きました。町として、本年度からふるさと応援寄附金からの一部を農業担い手育成基金に積立てを行うようになりました。活用には様々なことが考えられるかと思いますが、地域づくりは人づくりといえます。私としては、人づくりに生かしてほしいと思います。

現在、認定農業者数は120人余り、将来の農家戸数はやがて半分になるだろうというような予測もあります。経営面積の多い少ないに関係なく、農家戸数が減らないよう手だてを考えていくことが大切かと思えます。作物によっては施設園芸で、大体、8反ぐらいの水田50町歩ぐらいの売上げを上げることが可能な時代です。町として新規就農者の受入れをしつつ、担い手の確保と育てることが大切ではないかと思えます。

今後、担い手センターとの連携の強化と、将来、離農を考えている方は農業委員会でスムーズに解決ができますが、まずは担い手センターに登録をしておくことも考えられるのではないかというふうに思います。農業の担い手育成には非常に大変かと思えます。町として新規就農者の受入れについてどのように考えるのでしょうか。また、そうした人たちを後押しするために関係機関と農業者で協議会の設置について町長にお伺いいたします。

●議長
町長。

(11時29分)

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員から農業の担い手の育成についてのご質問であります。

現在、日本の農業が抱える課題の一つとして、農家戸数の減少や農業者の高齢化に伴う、新規就農者をはじめとした次世代の担い手の育成、確保が急務となっているというふうに認識をしています。

そのような中で、令和元年度における空知管内の新規就農者が92人ということになります。新規学卒者が31名、Uターンが45名、この数を除く、いわゆる新規参入者が16名ということで、全体の2割程度となっている状況と聞いております。

1点目の新規就農者の受入れの考え方ということですが、当町における現在の受入れの状況は、本年1月より、北海道農業担い手センターとの連携のもと、第三者農業経営継承という形で町外からの就農希望者1組が町内農業者のもとで研修を行っており、現在、役場をはじめ、農協などの関係機関により構成するサポートチームによって、新規就農に向けての相談支援を行っているところであります。

当町においては、経営規模の拡大による農地の集積が今後も当分続くものと考えており、担い手は確保されている状況にありますが、今後につきましても就農希望に関する相談など、担い手センターをはじめ、農協など関係機関と連携しながら対応し、新規就農に向けた支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の就農者を後押しするための協議会の設置ということですが、新規就農者の拡大に向けては、就農希望者の夢である就農の実現をサポートしていく地域での体制整備が必要と認識しておりますが、協議会の設置については、就農希望者や研修の受入れ農家の確保など、担い手の確保に向けた地域の状況を踏まえた上で、協議会の目的やその果たすべき役割など、まずは農業者と関係機関が地域の課題を認識し、将来を見据えた問題意識を共有することから始めなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、農業担い手の育成は、本町農業が持続的に発展する上で大変重要であることから、引き続き、国や道の支援策をはじめ、本町の担い手育成基金を活用しながら、新規就農者の円滑な地域での受入れや定着のために必要なサポートに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きたいというふうに思います。

●議長

(11時32分)

遠藤議員。

●4番

先ほどの町長の説明の中で、今年は新規就農者が1名、行政も関わり、JAも関わりして今、指導に当たっているという話でした。

6月10日の農業新聞では、深川市で新規就農者受入れ協議会を設立いたしました。現在、3名の新規就農者を受け入れているようでした。

また、就農前に抱えているイメージと実際に農家に入って体験してみると、そのギャップが結構大変あるようで、そのギャップをうめるため、短期間の農業体験の研修なども受け入れるということでした。将来は、市内に定住を目指す、そういう人を育成したいということで、今後、新規就農希望者の農業研修や、また農業体験希望者の受入れ農家との調整や、また、受け入れるための環境の整備をそこで進めていくということが書いてありました。

私もここに立ってから年数経ちましたけど、一向に何か農業担い手の部分では私の感覚ではちょっと進んでいないのかなという気がずっとしていました。親元に帰る、Uターンで戻ってくる、そういった子供たちだけで農家戸数計算するというわけではないですけど、やはり少しでもそういった新規参入者の人たちを多く取り入れながら、この奈井江の町の基盤を強化していけたらいいなとは思っています。

全道で平取町というところがあって、そこではトマトの一番大きな産地となっています。トマト農家戸数が139戸、そのうち28組の新規参入者を育て上げ、そして生産組合の強力な助っ人となって大活躍をしている、そういう町です。そして売上げの上位は、新規参入者の方たちが上位を占めているというふうに聞いております。

就農を希望する方たちにとって米作りはとてもハードルが高いようでした。それならば施設園芸が入りやすいというふうな話も担い手センターのほうから伺いました。

定住・移住の相談会などにも新規就農希望者の募集とか、また、農業未経験のご夫妻を2年間で研修を終えて、そしてあるいは奈井江町に来てもらって、トマト農家、あるいはメロン農家を育てますよというような、そういった、インパクトのある何かそういうイメージづくりをしたり、町を挙げて担い手を育成します。だから、どうぞ奈井江に来てくださいというそんなようなPRもあっても私はいいのではないかなというふうに思います。

今トマト生産組合の大玉も生産者が減ってきています。それと、メロン生産組合も昭和の五十七、八年ぐらいがすごく最盛期で、1万2,000円のメロンの箱が飛ぶように売れた時代でした。そのときは生産者、大体、50人前後いたと思いますけど、現在、大体、10軒余りになってしまった、そんな現状もあります。やはり、そういったところをその新規参入者の方に、どうぞ奈井江に来てメロンつくりませんか、トマトやりませんかというその問いかけ、こういうものがあっても私はいいのではないかなというふうに思います。

新規参入者の方々が少しでもそういったハウスものに手が出で、そして我が家の経営をやりくりできるようなそういった人たちを育てていく。やはりこれは、行政もそうですけど、関係機関みんなやっていかなければ、奈井江にはそういった人たちがきつと来ないんだらうなというふうに思いますけど、やはりそういう姿勢を見せていくことも大事ではないかなと思います、町長の考えいかがでしょうか。

●議長
町長。

(11時38分)

●町長

遠藤議員のご質問の中に、行政やJAのその熱意が後継者の育成を左右する、全くそのとおりだと思いますし、かといって、私もこれまでの先輩各位での行政も、決して熱意がなかったものではないというふうに思っております。

基本的に、これはあくまでも私の認識でありますので、奈井江町としてのということをやっと置かせていただいて私の認識と捉えさせていただきたいと思うんですが、昭和30年農業センサスで奈井江町の農家戸数は約800戸、今は、いわゆる認定農家といわれる方が120戸分になり、農家戸数全体はもっと多いと思いますけれども、そういう状況になって減っていつているという状況があります。

まさに北海灌漑溝という大きな大動脈を抱えた中で、その昭和30年頃というのは、耕畜が、いわゆる耕すと畜産の畜、耕畜混交の農業経営だったのが、灌漑事業が進むことにより、補助制度等々が進むことによって米が基幹作物としてなっていくわけです。食管法の大きなウエイトを占めていく中で、先ほどご指摘があったメロンだとか、いろいろものに歴代の先輩方挑戦するんですけれども、基本的にはやはり、米を補完する収入源というふうにおさえが強かったんじゃないのかなというふうに私は思っています。

これからの、議員がご指摘のとおり、キュウリをつくりましょう、トマトをつくりましょうというふうに多様な農業経営を奈井江町の中で展開することが奈井江町の農協、農家の総意にならなければ、そこが非常に難しいところだと思っています。皆さんの中に農業者の方がたくさんいらっしゃるって、まさに多様な農業を手がけていらっしゃるんですけれども、まだ、奈井江町農業の規範は米だという認識が揺るがないものがあるんじゃないかなというふうに思います。そこを多様な農業をきちんと奈井江町農業として構築するんだという意識が、行政も農協も農家の人たちも持たない限りはなかなか今、議員ご指摘の構図にはならないのではないかなというふうなこれは私の私見であります。

ただ、そのことを、そういう意味で農家の方の中にも積極的に研修生を受け入れて、農業とはということを外対的に町外の方だとか未経験の方たちに示している実績もありますし、ご自身もいろんな形の挑戦をさせていただいているわけですから、まさにそういう意識の醸成をして、そして今、深川市とかいろんなところで実例としてあります。米だけじゃなくて、まさにいわれる米の中でも食販であったり、赤米であったり、あるいはもち米であったりというふうに多様な展開をしているわけですから、非常にそういう、何というんですか、繰り返しますが、多様な農業経営というものを奈井江町の中でどう展開していくかということをしかりと認識をして、もう1回再整備をすることが必要じゃないのかなというふうに私は思っています。

そのことを今、まさに関係機関、農協、改良センター等々と協力をして認識を共有す

るところから始めなければならないし、まさに議員のように指導農業士の皆さんのお力というのは大きなものがあるのかなというふうに思っていますので、是非ご理解を頂き、本当に皆さんで力を合わせなければこれできませんので、行政1人で夢を描いても現実的には1つも成り立たない。実践するのは農家の人たち、指導するのも農家の人たち、指導する気持ちをつくってからでないと受け入れられない、そういうふうに私は思っております。一緒にやっていきたいと思えます。

●議長

(11時42分)

遠藤議員。

●4番

町長の言うのも本当に私もよく分かります。

新しくそういった人たちを迎えるに当たって、やはり私たちも気持ちを変えて奈井江のこの農業をどうやって守っていくのか、そしてどう展開していくのかというの、やはり、本当はこれみんなでいろいろ協議しなければ解決にならないというの、よく分かります。よく女性たちもいろんな話の中で、将来どうなるだろうねというそういう話も出るのですが、一人一人が話していても解決にならない。みんなが同じ気持ちに、1つにならなかつたらこれは解決できないってそんな話もしてくるんです。やはり、何といっても、農家戸数が少しずつ減ってくる、そんな中で将来の奈井江の農業像を描いたときにどうなるんだろうと何か心配になるんですよね。多分、農業者数が半分になると言ったときはきっと私はいないんだろうと思ったりするんですけど。そんな余計なこと考えなくて、今がよければいいのかなというふうな考えもあるんですけど、やはりそうじゃない、今の時代に私たちができることを将来に何か残してやりたい、ちゃんと面白い農家ができるような仕組みを私たちも考えていってやらなければならないのかなというふうな思いがありました。

それで私はこういう質問をしたんですけど、やはり行政もJAも、農業者さんも一体となって気持ちを1つにしなきゃいけない、これはもう本当に町長が言うように、もう当然のことであると思えます。特に農業、農業助手だとか農業ガールといわれた、そんな言葉が出始めた頃、女性も1人の担い手と、農業の担い手として活躍する人たちが非常に増えてきました。酪農をする方たちが特に多くて、農業に従事するに当たって、私たち、私が大型機械に乗ると言ってもダンプに乗るのが精いっぱいですけど、こういう人たちは大型のトラクターに乗って、男性のようにバリバリとして、もうそれこそ一日一日を楽しんで、そして農業をしている、その後姿を見たときに私は感銘を受けてしまいました。奈井江もこういった元気な人たちが来てくれればいいのになと思えます。

やはりそれは地域のサポート、行政のサポート、いろんな関係機関の方たちのそういうサポートがあってそこで育てる、そういう仕組みができていけるのだろうなというふうに思っています。だから、大変大変と言っても本当に大変で、何もこれ以上進歩するこ

ともないんですけど、やはりできることを1つでも2つでも考えていかなきゃならないのだらうなというふうに思っています。

まず、将来の農業の姿をどうやって映し出すのか、町としていろいろ検討願いたいなと思います。そして平取町には施設に一度行って、これまでの新規就農者をどうやって育てて、そして定住させているのか、研修に私は行ってほしいなというふうに思いました。

以上で質問を終わります。

●議長

(11時46分)

町長。

●町長

ありがとうございます。基本的に目指す方向は同じだと思っておりますし、私もかつて農業者を目指そうとした人間として、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

何よりも、何でもコロナのせいにするつもりはありませんけれども、そういう夢を語る人たち、ここはもう若い農家の青年、これは男も女も関係ない。経営者である結婚されて子育て中の親ごさんである経営者もこれも男も女も関係なく参加する、そういうことの中で農家のいいところ、悪いところ、愚痴をこぼしながら目指す農業というのを話し合うところから始めなければいけないのかなというふうに思っているんですね。そんな試みを是非これからも続けていきたい、その中に行政だとか農協が一緒に入っていてやっていきたいというようなことを思っています。

残念ながら今、それがちょっとできない状況にありますけれども、このことが基本になるのかなというふうに思っていますので、是非ご理解を頂きたいと思います。そして先進地としての平取の視察を是非ということでありますから、これについては、今の状況ではなかなか難しいかもしれませんが、平取ということに限りませんけれども、先進地の事例をしっかり勉強させていただいて、観光者だけじゃなく、いろんな形での視察、研修を、職員に研修させたいと思っていますので、これは確約をいたします。よろしくをお願いします。

●4番

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。

(昼休憩)

(1 1 時 4 7 分)

(4 . 6 番 笹 木 議 員 の 質 問 ・ 答 弁)

(1 2 時 5 8 分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6 番 笹 木 議 員。

(6 番 登 壇)

●6番

6 番 笹 木 利 津 子 だ す 。 さ き の 通 告 に 従 い 、 大 綱 2 点 の 質 問 を さ せ て い た だ き ま す 。

「人生100年時代の到来」という言葉が多く聞かれる中で、少子化がもたらす恩恵は、煎じ詰めれば時間という贈物であり、人生が長くなれば目的意識を持って有意義な人生を形づくるチャンスが生まれると思います。

このように、プラス思考で長寿化を捉えると同時に、長寿化により人々の働き方や教育、家庭、余暇や老後の過ごし方など、社会のあらゆる分野において大きな変化が起きていることを想定した上で、個人の人生設計や社会のシステムを行政とともに私たち一人一人が改めて考えていきたいものです。

このプラス思考の長寿化には、受け止め方は人によって様々であると思いますが、避けられない長寿化に対して、新しい角度から見つめ直すきっかけとなることを期待しまして質問させていただきます。

初めに、奈井江町の長寿化、進捗状況について。男女の平均寿命と100歳以上の人口の推移についてお伺いいたします。

次に、口腔ケアの予防対策についてお伺いいたします。

近代以前は、歯が寿命の信号だったと言われていました。確かに、漢字の年齢の齡、よわいという字には、歯の漢字が含まれており、古来、歯とその寿命は密接に関連していることが伺えます。

年齢を重ねても食べる力を維持することは、低栄養や筋力低下を予防し、高齢者の健康寿命の延伸に大変重要です。

現在、町で行っている予防の取組についてお伺いいたします。

次に、高齢者の就労支援についてお伺いいたします。

全就業者数に占める65歳以上の割合が、近年上昇傾向にあります。また現在、仕事をしている高齢者の4割が「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答し、70歳ぐらまで、もしくはそれ以上働きたいとの回答を合計すれば、約8割が高齢期にも就業意欲を持っているとの調査結果が示されております。

元気で行動的な高齢者、いわゆるアクティブシニア層の就業などの社会参加を推進することは、健康維持や生きがいの創出、さらには地域の活性化にもつながります。

これらを踏まえ、シニアの就業、地域活動について、どのようなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

また、高齢者の社会参加活動に身近に考えられるのは、シルバー人材センターです。私の知人も会員として活動しておりますが、近年、高齢化で人材が少ないという声を耳にします。

これは、社会福祉協議会の所管になろうと思いますが、シルバー人材センターの会員数、平均年齢、契約件数など分かる範囲で町長にお伺いいたします。

次の質問は、生涯教育の役割について。生涯学習の意欲と目的についてであります。この質問のご答弁は、教育長をお願いをいたします。

個々人においては、引退後の資金問題にとどまらず、スキル向上、健康、人間関係といった見えない資産について、できるだけ早いうちから意識し、育んでいくことは、大変重要だと思います。

そこで、注目されるのは、生涯教育に伴う生涯学習の意義と目的ではないでしょうか。

自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができること。これは、世代を超えて学び合い、次世代に伝えていくという知の循環型社会を目指した地域づくりかと思えます。

人生100年時代を迎え、より充実した第2、第3の人生を送るためには、生涯にわたり学習していくことが欠かせません。

このように、生涯学習は、人々が心豊かで幸せな人生を送るための役割も有していると思えます。

多くの町民が、こうした学習活動を通して、人と人、あるいは人と地域社会がしっかりとつながり、互いに支え合いながら共生することによって、豊かな地域社会の未来が開かれるものと考えますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

●議長

(13時04分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

人生100年時代を見据えてということで、笹木議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

日本の平均寿命は、世界で一、二を争う長寿国となり、まさに「人生100年時代」においては、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活

躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっております。

1点目の、奈井江町の男女の平均寿命と100歳以上の人口の推移ということですが、平成12年から27年の国勢調査より、男性の平均寿命は77.6歳から79.9歳と15年間の間で2.3歳延びております。同様に女性の平均寿命は84.6歳から86.3歳と1.7歳延びております。

男女とも国から毎年発表される「生命表」による国の平均寿命の年齢とほぼ同等の平均寿命であると捉えております。

100歳以上の人口は、平成12年は2人、平成17年は6人、平成22年は7人、平成27年は14人と増加しており、男女比といたしましては、女性の方が多い状況にあります。

平均寿命、100歳以上の人口ともに延びており、平成6年に「健康と福祉のまち宣言」を行い、まちづくりを推進してきたこと、平成18年からは「奈井江すこやかプラン21」を町民の皆さんと共に推進してきた成果だと考えております。

今後は、住民一人一人が健康で元気に生活できる期間「健康寿命」の延伸を図るため、さらなる健康づくりに取り組んでいきたいと考えております。

2点目の口腔ケアの予防対策ですが、歯、口腔の健康は、食事や会話に大きく影響することはもちろん、「食べる力」を維持し、生涯を通じて質の高い生活を営む上で、たいへん重要な役割を果たすと考えております。

国においても、80歳以上になっても自分の歯を20本以上保つことをスローガンとした8020運動が展開され、北海道においても北海道歯科保健医療推進計画を策定するなど、国や道において歯科保健対策を推進しているところですが、当町においても、健康づくり計画の5本柱の一つとして「栄養・食生活・歯の健康づくり」を掲げており、胎生期から——赤ちゃんの胎生ですね、胎生期から高齢期に至るまでの各ライフステージを通じた歯・口腔の健康づくりに取り組んでいるところであります。

全世代へ向けた普及啓発や取組はもちろん、高齢期においては、介護予防事業の一環として、各種健康講話の中で口腔ケアの重要性を普及啓発するとともに、ひまわりクラブにおいて、歯科衛生士より健康講話、口腔ケアの指導等を行い、歯と口腔の健康づくり対策に努めております。

昨年実施した「第2次奈井江すこやかプラン21」の中間評価では、70歳以上の残存歯数が1人平均16本だったものが18本へと増加するなど、歯と口腔の健康づくりについて一定の効果が見られているものと思われ、引き続き高齢者の「食べる力」を維持できるよう口腔ケアの予防対策に努めてまいりたいと考えております。

3点目のシニアの就業、地域活動についてですが、意欲のある高齢者に働く場や活動・活躍の場を提供することは、高齢者にとって生きがいにつながるばかりでなく、交流が増え、地域の活性化が促進し、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らせる社会、そして元気なまちづくり全体につながるものと考えられます。

そうしたことから、社会参加活動や生きがい活動に通じた町内会活動、老人クラブ活動、シルバー人材センター活動、地域サロンやボランティア活動、趣味活動、生涯学習活動など、様々な活動に積極的にご参加いただき、活躍の幅を広げていただきたいと考えております。

町といたしましては、全世代・全員活躍型のまちづくりの検討を行うとともに、国から求められている高齢者の活躍できる場づくりや取組方法について協議してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

また、4点目のシルバー人材センターの会員数、平均年齢、契約件数等ですが、会員数は令和3年4月1日現在、男性で20名、女性11名の合計31名、平均年齢は75.7歳となっており、高齢化が進んでおります。契約件数は、令和2年度において591件との報告を社会福祉協議会から受けているところであります。

いずれにいたしましても、「人生100年時代」を見据え、いつまでも自分らしく、生き生きと元気に、そして生きがいと誇りを持って安心して暮らせるよう、いつまでも活躍できるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

今ほどの町長との質疑、そして、今回、私に対する質問に込められた笹木議員の思いに共感するとともに、例えば、海外の大学でたくさんの高齢者の方が通っているように、第2、第3の人生の生きがいが、働くことだけではなくて、学ぶことも含まれる社会であればいいと感じながらお聞きをしていたところでございます。

さて今、一年以上にわたってコロナ禍が続き、町民にとってのQOLを考えるときに、単に衣食住が足りていけばよいのではなく、人と人との触れ合い、社会教育や社会体育、文化・芸術活動といったものの重要性を改めて考えているところであり、これらの活動については、不急ではないかもしれませんが、不要ではないと思っています。

さて、生涯学習の役割についてであります。一人一人が、人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって様々な機会、場所で学習できる社会を実現し、学びを通じて個人の成長、他者と学び合い、認め合うことによるつながりの形成など、町民一人一人にとって不可欠なものであり、人生100年の時代であればなおさらのことであるというふうに思います。

そこで、本町における生涯学習の意義や目的、そして何を実践していくかについてで

ございますが、まさに今、教育委員会では、この命題に改めて取り組み始めたところであり、この取組の現状に関わる説明をもって答弁にかえさせていただきたいと思っております。

まず1点目、「知の循環型社会について」であります。この春、子供たちの家庭学習の時間が少ないという危機感から公設塾を再構築いたしました。公設塾のもう一つのテーマは知の循環であります。

平日は、学校の宿題などのサポートを行う塾がありますが、学校の長期休業期間など町民を講師に迎えての特別講座なども計画しており、今年度から学校以外でも次世代に対する知の循環をスタートさせよう考えております。

これは、知の循環型社会の取り組みの一端であります。今後も様々なチャンネルで考えていきたいと思っております。

2点目は、今年度、教育委員会が取り組むメインの事業となります。教育ビジョンの策定である。

このビジョンは、教育委員会が10か年にわたって取り組む教育に対する基本理念と重点目標、これに基づく施策について定めるものであります。現行ビジョンが今年度末で終わることから、本年12月の完成に向け、過日の教育委員会で3つの重点方針案、一つ目が、奈井江を識り、世界を識る。二つ目が、他人（ひと）を知り、違いを認め、切磋琢磨する。

三つ目が、得意なこと、好きなことを生涯続けると定め、3つ目の方針には、「得意なこと、好きなことが、見つけられる」も包含させたいと思っております。

10代から70代後半まで、幅広い年齢層、各界各層の町民意見を伺うため、2月に発足させた検討委員会には、町内3校の学校長やPTA、中学生や高校生のほか、町スポーツ協会や文化連盟、社会教育委員、また、農商工や社会福祉法人、民生児童委員の方たちといった多彩な30名の町民にご参加を願い、6回にわたるグループワークで意見を頂き、その後、その意見を基に、教育委員会でビジョンを策定し、最終的に、総合教育会議で確定をしていきたいというふうに考えております。

コロナの緊急事態宣言の中、今年度既に2回の会議が延期となりましたので、今後タイトなスケジュールになるかと思っております。検討委員の皆さん、教育委員の皆さんたちと闊達な議論を行いまして、これからの奈井江町が目指すべき、生涯学習も含めた教育について定めてまいりたいと考えており、笹木議員にも、ぜひ応援をしていただけたらと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

●議長

(13時16分)

笹木議員。

●6番

ただいま町長、教育長から、それぞれご答弁を頂きましたが、本当に人生100年と言われ始めてから、もうかなり年数がたっています。

いよいよ今も町長から平均寿命だとか、奈井江町においても延びているということ、100歳以上の方が平成27年で14名ですから、もう20名になっているのかなそんな気もしながら聞かせていただきました。

その100歳超えられた方も、本当に元気で、できれば楽しく日々過ごしていただけたらなって、そんな思いで聞かせていただいたんですけども。

次のこの口腔ケアの予防対策、まさに奈井江町で行われている対策予防、本当にしっかりしていて、すごいなと思いました。

70歳以上で、自分の歯が18本。実のところ私、この町長の今答弁を聞きながら、考えてみたんですけど、私ももう自分の歯が同じぐらいしかないんです。だからすごいなと思います。

まさしくその対策にそれぞれ関わっている職員さんたちが、尽力してくださっているというふうに思いました。

8020運動、80歳以上20本。もう今は私自身が望めません。ただ、今以上に減らないように、しっかりまたケアもしていくことも大事ですし、実は私今回この質問したのは、91歳になるうちの母のことがありました。

つい1か月ほど前に部分入れ歯だった、上の歯も下の歯も、何か痛いから、緩いからって歯医者に通いつつも外してあったんです。ですから、今は、今の歯と何本か残っている歯の中で食事——朝、昼、晩の食事の支度に、私自身が今大変な思いをしています。

ご飯は、軟らかいご飯を炊いて、副食は、柔らかくゆでて、刻めるものは固形のもの、は細かく刻んでというような食事をちゃんと与える中で、本当に、自分の歯を残すということが本当に大事だし、家族もしくはもう家族に限らず施設にいても、自分自身が見てもらう人たちのためにしっかりと歯を大事にしていかなければいけないんだなというのを実は今母のことをしみじみ体験しながら今回の質問だったんですけど、先ほども言いましたけれども、この対策には本当に今これだけ健康な歯を持たれている方が、町内にこれだけいるということがすごいことだなと思います。また、今後、しっかりその口腔ケアの予防対策をしていただけたらと、そんなふうに思っています。

就労支援ですけども、先ほども人数的には、パーセント的にはお話させていただいたのですが、実際に今65歳で、完全に仕事をリタイアしたっていう人は、ほとんど少なく、希望としては元気だったらいつまでも働きたい。

自営をやっていますが、70歳以上で働いてくださっている方が、何人もいますし、実は、75歳になった方もいます。その状況の中お元気で働いていただいているんですけども、この特に私感じるのが、就業支援というのは、これはあくまでも企業との様々な協力とかがなければ、なかなか就労、就業というのは難しいのかも分らないですが、この地域活動で先ほど町長の答弁にもありましたが、本当にたくさんの事業を町としてもやっていただいております。

ただ、私が思う部分では、男性の方が積極的に参加していただくのが、相当難しいのではないかと思います。

様々な会議に出させていただいて、この広い町内で出てきてくださっている方が、申し訳ない、ほとんど同じ方です。ですから、一定の決められた方しか出てきていただけないという状況があるのかなど。これは、随分前から感じております。

ですから、こういうところに、例えば、奥さんとの話の中で、うちの旦那もどこかへ出かけて、何かこう町の中に出かけて何かやればいいのにねと、うちでごろごろしているんだもん、なんて話もよく聞きます。

ですから、そういう方が、きっとたくさんまだいると思うので、気楽に、本当に気楽に、男性の方がこういうところに参加できる。このような検討をしていただけたらな、そんなふうにして、町長の答弁を聞かせていただきました。これに対してはご答弁をいただきたいと思います。

教育長にも答弁いただいたんですけども、本当に生涯学習、先ほどある意味、私もお話させていただきましたが、知の循環が奈井江町でスタートするのは、本当にこれからスタートラインに立って、10代から70代、もう70代後半80、そういう人たちが、80代のグループワークとおっしゃいましたけれども、できれば、もちろん代表の方が出てきていただいての教育ビジョンですが、それ出来上がったときに、本当に10代から70代までの人たちが、いかにしてどのように様々なものに参加していただけるか。

今ほど町長にも話しましたが、なかなか町でいろんな行事をやっても参加してくださる方は、もう限られているんです。ですから、多彩な様々な技術、いろんな知識、知恵を持った高齢者の方が特に参加していただけるための取組というか、知恵を絞って、このプロジェクトもそうですし、教育ビジョンを是非成功に収めていっていただきたいなと、そんなふうにしての質問でした。

●議長

(13時23分)

町長。

●町長

ありがとうございます。全く同感の一言に尽きるんですけども、まず、口腔ケアということについて、私自身もちょっと自分の話になりますけれども、私が病院の事務長に拝命したときに、初めて口腔ケアという研修があり、当時の看護主幹と一緒にやすらぎの家の担当している看護主幹と受けた事がございます。

このときに、まさに口腔ケアというのは、ただ歯を磨けば良いと実は思っていなかったんですけど、それこそ歯がなくて入れ歯を外した状況であっても、しっかりと歯茎を磨いてあげることで、食が改善されて、ひいては認知症も改善するんだよというようなことを大学の先生からお聞きしたときに、ああこれはすごいことなんだというのは、今で

も覚えている事です。

そういう意味で、本当に口腔ケアというのは大切なことだと思いますし、何よりもこれは、やはり小さいときからしっかりと、すこやかプランと同じことですが、しっかりとした教育といいますか、啓蒙が必要だと思いますから、それは現場でも今力を入れているところですので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

2点目の高齢者の就業支援ということでもあります。

具体的には、シルバー人材センター等々の世代交代といいますか、もう順繰り順繰りに更新していくような形で活躍していただけるというのが、望ましいと思うのですが、なかなかそれが進んでいない。特に、今ご指摘のとおり、男の人たちがなかなか参加しないというのがあるというふうに思います。

これも実は昨年、議会で若干報告もさせていただきましたけれども、病院の改革と併せて、まちづくりということで岡山県に視察をさせていただいたときに、仕事コンビニという仕組みがあって、本当に、これはお年寄りだけではなく、若い世代の人たち全部気楽にまちづくりに参加するということにつながる仕組みですが、北海道でも東川町はじめ、今取り組もうとしている町があります。

要は、それぞれの皆さんがちょっとだけ空いている時間を、気楽に、そして、自分でできることを無理しないで参加するという、そういう仕組みをつくって、そして、そのときに先ほどのコロナに関してもそうですけれども、声かけをし合って、参加を促していくという、そういう仕組みづくりができないか。そのことが将来活躍の町につながっていくのではないのかなというような思いがあり、今、私ども役場の職員の中でも研究してもらっていますので、何とかこれを見える形にして先ほど来ていただいているシルバー人材センターとか、老人クラブもそうですし、いろんな組織の活性化につなげていければいいなというふうに思っていますので、こんな形で考えているということで、何とか目途をつけたいというふうに思っているということだけご報告をさせていただいて、答弁とさせていただきますと思います。

●議長

教育長。

●教育長

町内に文化連盟やスポーツ協会など若い人が入ってこなくて、もう続けられないんだと胸の内を吐露される方もいらっしゃいますし、実際、昨年、解散をしたサークルもあったりするわけです。

今、こういう課題にも直面しているということですから、計画策定の後の実効性についてもしっかりと取り組んでいかなければならないと考えてございます。どうぞよろしくお願いします。

●議長

(13時27分)

笹木議員。

●6番

いずれにしましても、今後も超高齢社会が進んでいく中に、人生の長い期間、本当に100歳となったら、リタイア後のその長い人生、これを充実するために、先ほど町長も答弁の中にありました、健康寿命を維持しつつ人生の最盛期をどう可能にしていくかが、本当に大きな大きなテーマであると言えます。

教育長もおっしゃいました。全ての世代が充実した人生を送れるよう、町長、教育長に積極的な取組を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次に、地域における介護認定調査についてお伺いいたします。

コロナ禍の中、コロナ収束のため様々な課題と向き合いながら現在進めていただいておりますが、高齢化がこのような中でも日々進んでおります。

介護保険制度は、高齢者の方々を支えていく制度ですが、団塊の世代が対象となっていく流れの中で、医療、福祉においても必要な方に必要なサービスが行き渡るようにすることは当たり前ですが、本当に大事なことであります。

地域の方が介護保険制度を利用しようとなったとき、まず認定調査を受けることになります。また、更新の際にも調査が入ります。

その認定調査ですが、調査員が基本訪問して介護度について調べるのですが、認定結果に不服な場合、不服申立てができて、実際はなかなかそれもしづらいというのが現状のようです。

要介護1程度だと思っていたが、要支援2になった。あの人はどう見ても要支援なのに、要介護がついたなど、このような声を町で伺うことがあります。

もちろんそこに損得のようなものがあるわけではないのですが、言わんとすることは、必要な方に適切なサービスが行き渡るためには、認定調査は非常に重要であるということが再確認されるわけです。

認定調査の際、家族の同席は重要ですが、それができなかつたり、そういう家族がいらっしゃらない場合もあります。潤滑に、かつ適正に調査が行われるよう工夫できないものか、お伺いをいたします。

また、認定結果が出るまでのサービス利用の開始についてお伺いいたします。

現在、奈井江町でも30日以内に鑑定結果が出される間、暫定でサービスを受けることができますが、要支援か要介護によってケアプランも変わり、サービスの利用ができない事態もあります。

例えば、後の判定で自己負担が出た場合でも、また、サービス提供をしなければならない状況がある場合でも、このようなケースでは特に利用者や家族がよく介護サービスの自己負担など理解が必要と感じております。

いずれにしましても、今後この介護認定の申請も増えてくるかと思われますので、利用を希望されている皆さんが、正しく理解し、よりよい日々の生活が送られるよう希望いたしておりますが、町長のご見解をお伺いいたします。

●議長
町長。

(13時31分)

●町長

介護認定調査についてのご質問であります。

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の生活を支えていくために大変重要な制度であり、介護保険サービスを利用しない場合、要介護認定を受けた上で、要支援1、2、要介護1から5のいずれかの判定された区分にそって必要な介護保険サービスを利用する仕組みであります。

1点目の介護保険制度における認定調査についてであります。要介護認定を受けるためには、調査員による認定調査と主治医が作成する医学的観点からの主治医意見書の2点を参考に介護認定審査会で判定されます。

その際に重要となるのが認定調査ですが、調査内容は身体、生活、認知機能、社会生活等の構成で74項目にわたる内容を調査する必要があり、本人や家族から正確な情報収集を行う必要があります。

調査員は、当町においては保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の専門職が担当することとしており、さらに調査員によって偏りが出ないように認定調査員テキストを熟知し、一定の研修を受講するなど、定期的に学習を重ね、正確に認定調査が行われるよう努めております。

しかしながら、本人に認知症が疑われたり、家族が遠方にいるなど情報収集が十分にできない場合もあり、そうした場合には、ご家族にお電話にて聞き取りさせていただいたり、ご本人の調査とは別な日にご家族と面談させていただいたり、医療機関や関係者を通じて情報収集するなど、多面的に適切な調査を行い、適正な要介護認定につなげているところであります。

引き続き円滑にかつ適切に調査が行われるよう対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の認定結果が出る前の暫定サービスについてであります。認定結果が出るまでの期間は30日以内とされておりますが、認定結果が出るまでの間、介護サービスの利用が必要な方については、暫定でサービスを受けられるよう対象者やご家族と相談しながら、介護予防支援事業所である地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を図りながらケアマネジメントを行っております。

要支援か要介護かによって受けられるサービスが変わる可能性もあり、暫定期間にサービスを受けるということは、利用料等に影響するなど対象者にとって一定のリスク

があることから、ケアマネジャーが十分に説明を行っており、予測される介護度に沿ってサービスを調整するなど対象者の不利益につながらないようにマネジメントを進める必要があると考えております。

現在、介護に係る様々な情報を隔月で広報に掲載するとともに、相談窓口の周知を強化しておりますが、今後さらなる高齢化の進行に伴い、介護保険の申請者が増えていくと思われやすいため、対象者にとってさらに分かりやすい状況提供を行ってまいりたいと思います。

また、保険者である空知中部広域連合において、年に2回介護保険の情報誌である「ケアネット」を発行し、介護保険サービスに関することや相談窓口の周知を行っているほか、介護保険制度の仕組みやサービス利用の流れ、各種サービスの内容を掲載した「みんなの介護保険」という冊子を発行しております。

今後につきましても、利用を希望されている町民の皆様が介護保険を正しく理解して利用することで、安心なよりよい生活につながるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

(13時36分)

笹木議員。

●6番

ちなみに、私の母も要介護1であります。今ほど町長から詳しく説明があったとおり、この調査については私自身が母の下で認定がおきるまでしっかり話も伺い、説明も伺ったので、よくよく理解しております。

ただ、この認定調査においては、利用者のことをよく知っている方の同席、まず、これが望ましいということで、先ほどもお話ししましたがけれども、そういう家族が不都合であったり、いなかったりする場合、ご夫婦でいても両方とも高齢であったりという場合、一番大変なのは、その新規利用の場合です。ここが、なかなかそばに誰かいてもらうというのが難しい部分があるのかなと、そんなふうに思っています。

更新の場合で言えば、町長に一つご質問ですが、日々関わってくださっている、更新ということは、もう認定されているわけですから、要支援なり要介護なりあるわけですので、日々関わってくださっているヘルパーの方がいますよね。そのヘルパーの方の同席というのが、ヘルパーさんて毎週来ていただく曜日が決まっているので、その方の同席を踏まえて調査日と合わせてというような連携をつくってもらっているのかなという点をちょっと一つお聞きしたいと思います。

ただ、新規の利用の場合、これはもう国として工夫とか、それから施策が本当に必要だと私自身も思っています。この介護認定にとどまらず、身障手帳とか療育手帳、それから、障害者手帳も同じことが言えるのかなと思います。この暫定期間、日にちがあるということで、なかなかその決まった手帳が下りてこないというのも現実です。

ここは、今回、質問ではないですけれども、今そのヘルパーさん同席という部分、また、新規の方で、例えば家族がいらっしゃらないという方に何かしらというものが町長のお考えの中にありましたら、伺いたいと思います。

●議長

休憩しますか。

●町長

はい。

●議長

答弁調整のためちょっと休憩します。

(休憩)

(4. 6 番笹木議員の質問・答弁)

(13時39分)

●議長

会議を再開いたします。

町長。

●町長

すみません。まず、このヘルパーの同席を考えられるかということですが、今、関係のほうからちょっと現状を聞きましたけれども、具体的にはヘルパーを同席させるということが、その時間というのは、経費が伴うわけですから、それらに対するその家族だとか、受益者の同意が得られるのかということもまず課題として残ることなので、そのヘルパーさんの業務として、それが認められるのかということもあると思います。

それとあわせて、もう一つ私、極端に懸念されるのは、やはりヘルパーさんからの意見聴取ということもそうですが、恣意的にヘルパーさんが発言をするということはないと思いますけれども、やっぱり事業者、サービス事業者という観点から、そういうことを、いろんなことがやっぱり想定されるのかなというふうに思いますので、それについては、介護保険の認定そのものが、これまで20年にわたる歴史の中で非常に何回も何回も修正してきたことでありますから、やはりこういう課題があるんだということをしっかりと国のほうに発信していきたいというふうに思っております。

このことは、新規の調査に対してということについても同じですが、例えば、病院等々で保険証を忘れて、後で現金、いわゆる療養費払いというような仕組みがあります。

そういうようなことも含めて、現実的に可能かどうかということはあるのですが、現在は一定のサービスを提供して、それがちゃんと給付対象になるようなことをご家族の方にも説明しながら対応してきているはずです。

ただ、これもやはり本当にオーダーの部分での判定によって期待していたものが、そうならなかったとき、あるいは逆のパターンのときということが、現実としてはあり得るわけですので、ここについては本当にご家族だとか、ご本人のご理解をいただくしかないと思います。

これは、単に一調査員だけの判定で、それを仕事を進めるということになりませんので、最終的な審査会での審査ということが大前提でありますので、これらについてもなかなか解決の課題が難しい、皆さんが納得する状況というのは難しいのかと思いますが、しっかりと説明をしてご理解をいただくことに尽きるのかと思いますので、これについても是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長 (13時42分)
笹木議員。

●6番
答弁は理解をさせていただきました。
最後になりますけれども、その暫定期間の30日間をさらにスピードアップするということは、もう制度的には大変困難であるということは、もう理解もしているんです。暫定的なこのサービス提供については、是非機会がありましたら町長から国のほうへ要望していただくことを希望して、今回の質問を終わります。

●議長
以上で、笹木議員の一般質問を終わります。
以上で、一般質問は終了とさせていただきます。

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑 (13時43分)

●議長
日程第6、報告第1号「令和2年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第2回定例会、質疑お疲れさまです。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第1号「令和2年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」。

令和2年度奈井江町一般会計予算繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行例の規定により報告する。令和3年6月18日提出、奈井江町長。

この計算書につきましては、3月の第1回定例会において、ご決定をいただきました事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い、報告をするものであります。高度無線環境整備推進事業5,822万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,726万円、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業で小中それぞれ85万円、合計で8,718万1,000円の繰越額であります。

財源内訳につきましては、国道支出金、併せて8,618万1,000円、一般財源100万円となっております。

以上、報告いたしますので、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

●議長

報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みといたします。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(13時

45分)

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2ページをお開きください。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」。

奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。令和3年6月18日提出、奈井江町長。

詳細につきましては、担当参事より説明をさせますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

定例会出席、大変お疲れさまでございます。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」、ご説明をいたしますので、定例会資料1ページ、資料1の新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

今回の変更につきましては、令和2年度における各事業の実施状況を踏まえた内容の変更、新規事業の掲載等を行ったものでございます。

1ページの実施項目の変更では、2項目の児童生徒1人1台端末によるICT教育の推進の新規掲載や、5項目で役場庁舎整備の推進状況を踏まえた記載内容の変更、2ページでは、公営住宅（東・南団地）解体工事、白樺公園、河川緑地健康遊具設置工事など、ハード事業6事業について事業年度の変更、新規掲載等を行ってございます。

次に、3ページでは、白樺公園遊具施設更新工事など、完了事業9事業を掲載をしてございます。

また、今回の変更に伴う改定後の計画書につきましては、別冊のとおりとなっております。

以上、奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みといたします。

●議長

日程第 8、議案第 1 号「令和 3 年度奈井江町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 3 ページをお開きください。

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」。

専決事項は、令和 3 年度奈井江町一般会計補正予算（第 3 号）であります。

歳入歳出それぞれ 1,005 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 48 億 7,353 万 2,000 円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、当町における新型コロナウイルスワクチン接種は、当初、町内医療機関における個別接種により準備を進めてきましたが、市町村に対するワクチン供給の見通しが立ち、高齢者向け接種 2 回目の終了時期を 7 月末へ前倒しするよう国から指示を受けたところであります。これを受けて、ワクチン接種を加速化するため、本補正予算により 65 歳以上を対象とする集団接種の実施に必要な追加経費の計上と合わせ、個別接種に要する既存予算の見込み精査を行い、医師等の派遣について、紹介事業所との協議を開始した 5 月 20 日付で専決処分を行ったところであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、9 ページをお開きください。

10 ページにわたります 4 款 1 項 2 目の予防費では、ワクチンの集団接種に係る看護師等の報酬で 90 万 2,000 円、受付業務等に当たる職員の時間外勤務手当で 319 万 2,000 円、医師謝礼で 403 万円、集団接種用消耗品医薬材料費などの需用費で 124 万 6,000 円、10 ページの委託料では、医師、看護師の紹介委託料等 479 万 2,000 円を見込む一方で、個別接種委託料 500 万 9,000 円を減額し、差し引き 21 万 7,000 円を減額するなど、合わせて 1,005 万 5,000 円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8 ページをお開きください。

15 款 2 項国庫補助金では、今ほど説明いたしました歳出に係る国からの追加交付の補助金 1,005 万 5,000 円を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時52分)

●議長

日程第9、議案第2号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書13ページをお開きください。

議案第2号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ320万5,000円を追加し、予算の総額を48億7,673万7,000円とするものであります。令和3年6月18日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、議案書の20ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費、地域協働推進に要する経費では、瑞穂連合区から要望のありました瑞穂会館の屋根塗装修繕に係る補助金22万円を追加計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、小中学校の修学旅行延期に伴うキャンセル手数料45万6,000円を追加計上。

4目の財産管理費、職員・教員住宅の維持管理等に要する経費では、職員住宅の蓄熱暖房機修繕料24万2,000円を追加計上。

下段6目の交通安全対策費、交通安全対策に要する経費では、交通安全指導員の増員に伴い、指導委員会補助金5万円を追加計上。

21ページ、10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で5万円を追加計上。

3款2項2目の児童措置費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費では、18歳以下の子供を持つ非課税世帯に対する生活支援として、1世帯5万円の給付金を支給するもので、システム改修負担金など、合わせて308万5,000円を追加計上。

22ページをお開きください。

4款1項2目の予防費、母子保健事業等に要する経費では、特定不妊治療費助成金について、北海道の助成基準の改正に合わせて町の助成上限額の引き上げを行うため、20万円を追加計上しております。

8款2項1目の道路維持費では、冬期間の雪害等の影響により、道路路面、排水、視線誘導標などの施設で28路線に及ぶ補修を実施するため、町道の維持補修業務委託料541万2,000円を追加計上。

4項2目の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定による繰出金の精査を行い、694万7,000円を減額計上しております。

23ページ、10款2項1目の学校管理費、その他小学校の管理事務に要する経費では、雪害等の影響により、小学校の剪定樹木処理業務手数料で40万円を追加計上。

5項5目の文化ホール費では、文化ホール自主事業に対する講演事業補助金が確定したため、51万3,000円の財源振替を行っております。

6項2目の体育施設費では、前年度の指定管理事業における修繕費の清算として、3万7,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。18ページをお開きください。

15款2項2目の民生費国庫補助金では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業

補助金308万4,000円を追加計上。

18款寄附金では、首藤咲子様からのご寄附により5万円を追加計上。

20款繰越金では、前年度からの繰越金9,737万3,000円を追加計上しております。

19ページの21款5項1目の雑入では、文化ホールの共催事業負担金51万3,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差、9,781万5,000円については、財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時58分)

●議長

日程第10、議案第3号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書24ページをお開きください。

議案第3号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は繰越金の確定によるもので、予算総額に変更はありません。令和3年6月18日提出、奈井江町長。

補正予算内容について説明いたします。27ページをお開きください。

5款繰越金では、前年度からの繰越金775万2,000円を追加計上し、4款繰入金で基金繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 3 時 5 9 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 4 号「令和 3 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 2 8 ページをお開きください。

議案第 4 号「令和 3 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 億 9 7 0 万 1, 0 0 0 円とするものであります。令和 3 年 6 月 1 8 日提出、奈井江町長。

補正予算の内容についてご説明いたします。3 3 ページをお開きください。

歳入の 4 款繰越金では、前年度からの繰越金 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加計上。

3 4 ページの歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、繰越金の確定により 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時01分)

●議長

日程第12、議案第5号「令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書35ページをお開きください。

議案第5号「令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は繰越金の確定によるもので、予算総額に変更はありません。令和3年6月18日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳入よりご説明いたしますので、39ページをお開きください。

4款繰越金では、前年度からの繰越金694万7,000円を追加計上。これに伴い、3款繰入金で一般会計繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

また、40ページの歳出において、歳入の補正に伴い、第1款下水道費、2款公債費の財源振替を行っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。6月19日から6月21日までの3日間は、議案調査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。議案調査のため、6月19日から6月21日までの3日間は休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、22日は10時より会議を再開いたします。

大変ご苦労さまでした。

(1 4 時 0 4 分)

令和 3 年第 2 回奈井江町議会定例会

令和 3 年 6 月 2 2 日 (火 曜 日)
午前 9 時 5 9 分開会

○議事日程 (第 2 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 3 号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 6 号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7 号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8 号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 7 議案第 1 0 号 工事請負契約について
【奈井江町体育館大規模改修工事】
- 第 8 議案第 1 1 号 町有財産の取得について
【ロータリ除雪車 (1. 3m / 700 t) 】
- 第 9 議案第 1 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 第10 意見案第1号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しを求める意見書
- 第11 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第12 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第13 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第14 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第15 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 篠田茂美 | 2番 大関光敏 |
| 3番 竹森毅 | 4番 遠藤共子 |
| 5番 石川正人 | 6番 笹木利津子 |
| 7番 森山務 | 8番 大矢雅史 |
| 9番 森岡新二 | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

- | | |
|------------|------|
| 町 長 | 三本英司 |
| 副町長 | 碓井直樹 |
| 教育長 | 相澤公 |
| 企画財政課参事 | 小澤克則 |
| 総務課長 | 辻脇泰弘 |
| 会計管理者兼会計課長 | 横山誠 |
| 町民生活課長 | 田野義美 |
| 建設環境課長 | 加藤一之 |
| 産業観光課長 | 石塚俊也 |
| 保健福祉課長 | 鈴木久枝 |
| 教育委員会事務局長 | 松本正志 |

町立病院事務長	杉野和博
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保健福祉課課長補佐	遠藤友幸
企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

（ 9時59分）

開会

●議長

定例会最終日、出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を行いますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

日程第2 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決 （ 9時59分）

●議長

日程第2、議案第13号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席、お疲れさまです。

それでは、追加議案書の51ページをお開きください。

議案第13号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

本案につきましては、町税条例附則第25条、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例について、令和3年度分の国保税を追加し、対象とする納期限について、令和4年3月31日に改めるもので、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する改正であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、議案第6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の41ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

本案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、第8階層に係る保育料を徴収基準表の見直しを行うものであり、令和3年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時02分)

●議長

日程第4、議案第7号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の42ページをお開きください。

議案第7号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

本案につきましては、小規模保育等の運営を規定する国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、保育所等との連携に関し、連携施設の追加、文言の修正等による改正が行われたことから、本条例の一部改正を行うものであり、公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第5、議案第8号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の43ページをお開きください。

議案第8号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、特定教育・保育施設との連携に関し、連携施設の追加、文言の修正等による改正が行われたことから、本条例の一部を改

正するものであり、公布の日から施行するものであります。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第6、議案第9号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の44ページをお開きください。

議案第9号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日に施行されることに伴い、関係する条例の一部を一括して改正しようとするものであります。

第1条の奈井江町の手数料条例では、個人番号カードの再発行の主体が、町から地方公共団体情報システム機構に移されたことによる改正。

第2条、奈井江町個人情報保護条例及び第3条、奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例では、条文の追加及び国の組織の再編による文言の修正されたことによる改正であります。

以上が、条例案の概要であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時08分)

●議長

日程第7、議案第10号「工事請負契約について（奈井江町体育館大規模改修工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の45ページをお開きください。

議案第10号「工事請負契約について」。

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、契約の目的、奈井江町体育館大規模改修工事。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約の金額、1億3,035万円。4、契約の相手方、砂子・高橋・古屋経常建設共同体であります。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第8、議案第11号「町有財産の取得について【ロータリ除雪車(1.3m/700t)】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の47ページをお開きください。

議案第11号「町有財産の取得について」。

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、取得する財産、ロータリ除雪車。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約の金額、2,090万円。4、契約の相手方、株式会社NICH IJOであります。

以上、町有財産の取得についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第11号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時12分)

●議長

日程第9、議案第12号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。議会の出席、ご苦労さまです。
議案書の49ページをお開きください。
議案第12号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。
固定資産評価審査委員会委員井戸博勝氏が、令和3年6月23日付をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法の規定により町議会の議決を求

めるものであります。

令和3年6月18日提出、奈井江町長。

なお、井戸氏の履歴は次ページに掲載しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

日程第10 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時13分)

●議長

日程第10、意見案第1号「米の需給・価格安定対策と米政策の見直しを求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「米の需給・価格安定対策と米政策の見直しを求める意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和3年6月22日提出。

提案者、奈井江町議会議員竹森毅、賛成者、奈井江町議会議員遠藤共子、同じく、大関光敏。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。

「米の需給・価格安定対策と米政策の見直しを求める意見書」、前文を省略いたします。

記といたしまして、1、米の需給・価格安定に向けた対策の実施と米の消費拡大。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務用米などの消費が大きく減少し、需給が緩和していることから、需要減少分は国が政府備蓄米を追加で買い上げるなど市場隔離を行うこと。

また、政府備蓄米を学生や生活困窮者、子ども食堂などへの支援や、ODAを活用した援助に使用するなど、国民の理解が得られる運用改善を図るとともに、日本人のエネルギー源である米の消費拡大対策を早急に講ずること。

2、食糧法に基づく国の責任ある米政策の推進。

2018年以降の新たな米政策では、過剰作付けや不公平感が生じており、国の関与なしで全国的な需給環境の改善を図ることは不可能であるため、早急に現状の米政策を検証するとともに、食糧法で定める「主要食糧の需給及び価格の安定」に基づき、国が責任をもって見直しを行い、実効性ある対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

3番、竹森議員。

●3番

3番。おはようございます。「米の需給・価格安定対策と米政策の見直しを求める意見書」について、提案議員の立場から少し補足をいたしたいと思います。

我が国では、依然として新型コロナウイルス感染症が拡大し、終息が見通せない状況にあります。各種イベントの中止や飲食店の営業自粛などで米や乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物の需要減退が続いており、早急な需要喚起対策と価格の回復が求められています。

特に、米は、人口減少と食生活の変化で年々消費量が落ちている中、コロナ禍による需要の減少に加え、昨年の主産地の豊作によって滞留在庫が深刻化しています。20年産米は、現在も価格が下落しており、今年の作柄次第では、米価暴落の恐れがあります。このことは、地域の農業や経済への影響が非常に懸念されるところです。

つきましては、稲作農業者が次年度以降も安定して経営を継続出来るよう国に対策を求めるため、この意見書を提出するものです。

全議員の賛成をもって採択されますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第11 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時18分)

●議長

日程第11、意見案第2号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第2号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和3年6月22日提出。

提案者、奈井江町議会議員大関光敏、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく、石川正人。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

次ページをお開きください。

「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」。

前文を省略いたします。

記といたしまして、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

2番、大関議員。

●2番

2番。「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」について、補足説明をいたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、この意見書を提出するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第12 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時22分)

●議長

日程第12、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議員の派遣承認について」、下記日程のとおり議員を派遣したいので承認を求める。

令和3年6月22日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、北海道町村議会広報研修会派遣について、(1)派遣先、札幌市(ポールスター札幌)、(2)期日、8月23日月曜日、(3)派遣議員、広報常任委員、(4)経費、1万6,000円以内。

以上です。

●議長

本案は、提案のとおり承認することにしたいと思います。

なお、日程等の変更につきましては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第13 調査第1号の上程・説明・付託

(10時23分)

●議長

日程第13、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和3年6月22日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 調査第2号の上程・説明・付託

（10時25分）

●議長

日程第14、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和3年6月22日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号・調査事項、調査第1号、みなクルの管理運営について（現地調査含む）、調査第2号、環境衛生（一般廃棄物を除く）について（現地調査含む）、調査第3号、公民館・図書館の管理運営について（現地調査含む）、調査第4号、町税の賦課徴収状況と財政状況について。調査日程、4日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第15 調査第3号の上程・説明・付託

(10時26分)

●議長

日程第15、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和3年6月22日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。
これにて、令和3年奈井江町議会第2回定例会を閉会といたします。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時27分)